○厚生労働省経済産業省環境省告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四条第一項の規定に基づき、同項第四号に該当するものであると判定した新規化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示する化学物質の名称の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和七年七月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

通し番号１３０８の項を次のように改める。

1308　1，3，5―トリブロモベンゼンの異性体　(5)―7103

○国土交通省告示第七百七十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月三十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線　直方市大字植木一三五四番一地内　令和七年八月一日〇時
宮崎線

○国土交通省告示第七百七十三号

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和五十一年運輸省令第二十五号）第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十六号（漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第四条第三項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定した金額とする方法とする。

一　省令第四条第三項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十四号

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年運輸省令第三十九号）第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十七号（船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則第十一条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第十一条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十五号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十八号（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則第七条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　規則第七条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額

二　賃金日額が三千十四円以上五千三百四十円未満の場合　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

三　賃金日額が五千三百四十円以上の場合　イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額（ただし、当該額が五千八百二十円を超えるときは、その額とする。）

イ　賃金日額に百分の八十を乗じて得た額

ロ　賃金日額に(i)に掲げる率に(ii)に掲げる率を乗じて得た率を乗じて得た額

(i)　百分の三十

(ii)　賃金日額から五千三百四十円を減じた額（ただし、当該額が七千八百円を超えるときは、その額とする。）を七千八百円で除して得た率

○国土交通省告示第七百七十六号

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令（昭和五十六年運輸省令第四十九号）第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を次のように定め、令和七年八月一日から適用し、令和六年国土交通省告示第千四十九号（船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第九条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が定める算定方法を定める件）は、令和七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に係る訓練待期手当及び就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

令和七年七月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令第九条第二項に基づき、国土交通大臣が定める算定方法は、次の各号に定める額をもって同項に規定する算定額とする方法とする。

一　省令第九条第二項の規定により算定された賃金日額（以下単に「賃金日額」という。）が三千十四円未満の場合　三千十四円に百分の八十を乗じて得た額